

群馬大学次世代モビリティオープンイノベーション協議会設置要項

平成29. 5. 1 制定

(設 置)

第1 国立大学法人群馬大学に、群馬大学研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装研究センター（以下「センター」という。）と協働し、次世代モビリティに係る産学官金が連携したイノベーション拠点を形成することを目的として、群馬大学次世代モビリティオープンイノベーション協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外の研究開発動向の共有
- (2) 啓発・普及活動
- (3) 提言の発信
- (4) 大学・研究機関等との交流の促進
- (5) その他協議会の目的の達成に資する事業

(会 員)

第3 協議会は、次に掲げる団体・組織等を会員として構成する。

- (1) 大学等研究機関
- (2) 研究開発法人
- (3) 自治体
- (4) 企業等

2 協議会に参加する会員の会費は、無料とする。

3 会員の入退会等に関する届出様式は、別に定める。

4 会員名は、原則公表するものとする。

(議長及び副議長)

第4 協議会に議長を置き、学長が指名する群馬大学の教職員とする。

2 副議長は、センターの長をもって充てる。

(総 会)

第5 協議会は、年に1回、シンポジウム形式で総会を開催する。

2 議長は、総会を主宰する。

(運営会議)

第6 協議会の円滑な運営を図るため、協議会運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、第2に掲げる事業の遂行に関し必要な事項を協議するほか、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画の企画立案に関すること。
- (2) 事業の報告に関すること。
- (3) 研究助成金に関すること。

- (4) 総会の開催に関する事。
- (5) 秘密情報及び知的財産等の管理に関する事。
- (6) 広報に関する事。
- (7) その他、協議会の運営に関する事。

3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 議長
- (2) 副議長
- (3) 代表幹事
- (4) その他議長が必要と認めた者

4 運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(研究会)

第7 協議会に、次に掲げる研究会を置く。

- (1) 要素技術開発研究会
- (2) 製造・生産システム研究会
- (3) 社会実装連携研究会

2 前項に掲げる研究会の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 要素技術開発研究会は、次世代モビリティの要素技術に関する知見を有する企業・大学・研究開発法人等により構成し、次世代モビリティに係る要素技術等の研究開発を推進するための検討を行う。
- (2) 製造・生産システム研究会は、次世代モビリティに関連した部品・製品の製造が可能な大学・企業等により構成し、要素技術開発研究会と連携し、次世代モビリティの製作、製造を推進するための検討を行う。
- (3) 社会実装連携研究会は、次世代モビリティの社会実装に参画可能な自治体・企業・金融機関等から構成し、要素技術開発研究会及び製造・生産システム研究会と連携し、社会実装フィールドの選定・検討を行うとともに、社会実装における課題解決に向けた実証実験を推進するための検討を行う。

3 会員は、研究会に参加することができる。研究会の参加資格は別に定める。

4 各研究会に代表幹事を置き、議長の指名する者をもって充てる。なお、代表幹事の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の代表幹事の任期は前任者の残任期間とする。

5 代表幹事は、センターと協力のうえ、各研究会に参画する企業・自治体等を取りまとめる。

(参画企業)

第8 研究会に参画する企業等（以下「参画企業」という。）からは次に掲げるとおり研究会費を徴収する。

- (1) 研究会費は年額50万円とし、会計年度途中からの参画の場合は、月割りとする。
- (2) 納付した研究会費はいかなる場合も返還しない。

2 参画企業は、研究会の活動を通じて知り得た秘密情報・個人情報とは本研究会の活動と無関係な利用や第三者への譲渡を行ってはならない。

(事務局)

第9 協議会の事務を処理するため、研究推進部に事務局を置く。

(要項の改廃)

第10 この要項の改廃は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、平成29年5月1日から施行する。